定　　款

社会福祉法人　小樽四ツ葉学園

社会福祉法人　小樽四ツ葉学園　定款

第１章　　総　　則

（目　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第一種　社会福祉事業

（ァ）障害者支援施設　小樽四ツ葉学園の経営

（ィ）障害者支援施設　余市幸住学園の経営

（ゥ）障害者支援施設　余市豊浜学園の経営

（２）　第二種　社会福祉事業

（ア）保　　育　　所　中央保育所の経営

（イ）保　　育　　所　あおぞら保育園の経営

（ウ）障害福祉サービス事業の経営（こうずみ他）

（エ）相　談　支　援　事　業の経営

（名　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人　小樽四ツ葉学園　という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主なる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２．この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の知的障害者、子育て世帯等を支援するために、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供するものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を北海道小樽市桜３丁目１０番１号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２．評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局長１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３．選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４．選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５．評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度内のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

２．任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３．評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員が評議員会に出席した時は、各年度の総額 400,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める支給の基準に従って支給することが出来る。

第３章　評議員会

（構　成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認

(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開　催)

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合開催する。

(招　集)

第１２条　評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２．評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決　議)

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２．前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３．理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４．第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議　長)

第１４条　評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(議事録)

第１５条　評議員会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２．出席した議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名し、又は記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１６条　この法人には、次の役員を置く。

(1)　理 事　　６名

(2)　監 事　　２名

２．理事のうち１名を理事長とする。

３．理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第１７条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２．理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１８条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

２．理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３．理事長は及び業務執行理事は、３ヶ月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１９条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２．監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２０条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２．補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

３．理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２１条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)
第２２条　理事及び監事に対しての報酬等は、評議員会において別に定める。

(職　員)
第２３条　この法人に、職員を置く。
２．この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３．施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理　事　会

(構　成)
第２４条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権　限)
第２５条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招　集)
第２６条　理事会は、理事長が招集する。
２．理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決　議)
第２７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２．前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)
第２８条　理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２．出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第２９条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

２．基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）　北海道小樽市桜３丁目 494 番地１所在のコンクリートブロック木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

小樽四ツ葉学園舎　　１棟　（面積　６１４．５０㎡）

（２）　北海道小樽市桜３丁目 494 番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付２階建

小樽四ツ葉学園体育館（１階女子居室含む）

１　棟　　（面積　１，０５６．１９㎡）

１	階	５１７．１０㎡
２	階	５０３．００㎡
地下１	階	３６．０９㎡

（３）　北海道小樽市桜３丁目 494 番地６所在の小樽四ツ葉学園敷地

（宅地）　　１筆　　１，１３６．８２㎡

（４）　北海道小樽市桜３丁目 494 番地１所在の小樽四ツ葉学園敷地

（宅地）　　１筆　　５，６７５．００㎡

（５）　北海道小樽市桜３丁目 494 番地７所在の小樽四ツ葉学園

畑　　１筆　　３，５６６．００㎡

（６）　北海道小樽市桜３丁目 494 番地８所在の小樽四ツ葉学園

畑　　１筆　　６，３５０．００㎡

（７）　北海道余市郡余市町豊丘町 197 番地２・197 番地４所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建

余市幸住学園舎　　１　階　（面積　１，８２５．５０㎡）

２　階　（面積　　３５６．２５㎡）

（８）　北海道余市郡余市町豊丘町 1756 番地所在の余市幸住学園

作業訓練用地　原野　１筆　１６，０７５．００㎡

（９）　北海道余市郡余市町豊丘町 1755 番地所在の余市幸住学園

作業訓練用地　山林　１筆　３１，８９０．００㎡

(10)　北海道余市郡余市町豊丘町1756番地2所在の余市幸住学園
作業訓練用地　原野　1筆　１２，４５３．００㎡

(11)　北海道小樽市桜3丁目494番地1所在のブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
小樽四ツ葉学園舎　1　棟　(面積　５１８．７７㎡)

(12)　北海道小樽市桜3丁目494番地62所在の小樽四ツ葉学園
作業訓練用地　原野　1　筆　４，９６０．００㎡

(13)　北海道小樽市桜3丁目495番地34所在の小樽四ツ葉学園
作業訓練用地　原野　1　筆　３，５０５．００㎡

(14)　北海道小樽市桜3丁目494番地1・494番地6　所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平家建
小樽四ツ葉学園　1　棟　(面積　７６３．９５㎡)

(15)　北海道余市郡余市町豊浜町293番地　294番地1　293番地先所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
余市豊浜学園舎　1　棟　(面積　１．１３０．０８㎡)

(16)　北海道余市郡余市町豊浜町293番地　395番地　395番地
先所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
余市豊浜学園体育館　1　階　(面積　３９９．１０㎡)
2　階　(面積　４９．６８㎡)

(17)　北海道余市郡余市町豊丘町197番地2所在の余市幸住学園敷地
(宅地)　1　筆　５，３８２．４５㎡

(18)　北海道余市郡余市町豊丘町197番地4所在の余市幸住学園敷地
(宅地)　1　筆　１，５５８．００㎡

(19)　北海道余市郡余市町豊丘町197番地12所在の余市幸住学園敷地
雑種地　1　筆　６２．４５㎡

(20)　北海道余市郡余市町富沢町3丁目47番地2所在の共同生活援助事業所　こうずみ　メープル
(宅地)　1　筆　３，４２３．６３㎡

(21)　北海道余市郡余市町富沢町3丁目47番地2先所在の
共同生活援助事業所　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
こうずみ　けやき　1　棟　(面積　４６１．０２㎡)

(22)　北海道小樽市堺町88番地1・84番地・85番地・86番地
89番地10・89番地11・90番地14・85番地先所在
鉄筋コンクリート造陸屋根弐階建
保育所　　1　階　（面積　３６３．２９㎡）
　　2　階　（面積　３５２．０４㎡）

(23)　北海道小樽市勝納町271番地1
鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
保育所　（面積　７８４．２５㎡）

(24)　北海道小樽市桜4丁目589番184所在の生活介護事業所
よつば　ふれあい　敷地　雑種地
分　筆　１，８３５㎡

(25)　北海道小樽市桜4丁目589番201所在の生活介護事業所
よつば　ふれあい　敷地　用悪水路　１７㎡

(26)　北海道小樽市桜4丁目589番地184の3所在の生活介護事業所
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
よつば　ふれあい　1棟　（面積　５４１．６０㎡）
1　階　３９８．１６㎡
2　階　１４３．４４㎡

(27)　北海道小樽市桜4丁目589番213所在の生活介護事業所
よつば　さくら　敷地　雑種地　分筆　７５５㎡

(28)　北海道小樽市桜4丁目589番地213の2所在の生活介護事業所
木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
よつば　さくら　3棟　（面積　５４０．６７㎡）
1　階　１３６．１８㎡
2　階　１３２．４９㎡

1　階　７４．５２㎡
2　階　７４．５２㎡

1　階　６１．４８㎡
2　階　６１．４８㎡

(29)　北海道小樽市桜3丁目494番108所在の共同生活援助事業所
よつば　クローバー　クローバー6
（宅地）　1　筆　２９４．３３㎡

(30)　北海道小樽市桜３丁目 494 番地 108 所在の共同生活援助事業所
木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
よつば　クローバー　クローバー６
１棟　（面積　１０８．１３㎡）
［１　階　５９．５３㎡
２　階　４８．６０㎡］

(31)　北海道小樽市桜２丁目 395 番２所在の共同生活援助事業所
よつば　クローバー
（宅地）　１　筆　４２５．３７㎡

(32)　北海道小樽市桜２丁目 395 番地２所在の共同生活援助事業所
木造亜鉛メッキ銅板葺地下１階付２階建
よつば　クローバー
１棟　（面積　１４５．１０㎡）
［地下１階　２６．４９㎡
１　階　８２．１８㎡
２　階　３６．４３㎡］

(33)　北海道小樽市桜３丁目 494 番 124 所在の共同生活援助事業所
よつば　クローバー　クローバー１敷地
（宅地）　１　筆　２３７．７９㎡

(34)　北海道小樽市桜３丁目 494 番地 124 所在の共同生活援助事業所
木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
よつば　クローバー　クローバー１
１棟　（面積　１１９．０６㎡）
［１　階　５９．５３㎡
２　階　５９．５３㎡］

(35)　北海道小樽市桜３丁目 494 番 104 所在の共同生活援助事業所
よつば　クローバー　クローバー４敷地
（宅地）　１　筆　２６２．５２㎡

(36)　北海道小樽市桜３丁目 494 番地 104 所在の共同生活援助事業所
木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
よつば　クローバー　クローバー４
１棟　（面積　１１９．０７㎡）
［１　階　６５．６１㎡
２　階　５３．４６㎡］

(37)　北海道小樽市桜３丁目 494 番 103 所在の共同生活援助事業所
　よつば　クローバー　クローバー７敷地
（宅地）　　１筆　　２６２．５６㎡

(38)　北海道小樽市桜３丁目 494 番地 103 所在の共同生活援助事業所
　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
　よつば　クローバー　クローバー７
　　１棟　（面積　１０６．９２㎡）
　　１　階　　６６．４２㎡
　　２　階　　４０．５０㎡

(39)　北海道小樽市桜３丁目 494 番 39 所在の小樽四ツ葉学園　敷地
　　（宅地）　１　筆　　６６１．２６㎡

(40)　北海道小樽市望洋台１丁目２番地 142 所在の共同生活援助事業所
　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
　よつば　クローバー　クローバー３
　　１棟　（面積　１４３．３７㎡）
　　１　階　　９１．５３㎡
　　２　階　　５１．８４㎡

(41) 北海道余市郡余市町豊丘町 590 番１所在の生活介護事業所
こうずみ　とよおか敷地
　　学校用地　分　筆　９，６０５．００㎡

(42) 北海道余市郡余市町豊丘町 590 番２所在の生活介護事業所
こうずみ　とよおか敷地
　　学校用地　分　筆　１，６８６．００㎡
(43) 北海道余市郡余市町豊丘町 597 番２所在の生活介護事業所
こうずみ　とよおか敷地
　　学校用地　分　筆　　１９５．００㎡
(44) 北海道余市郡余市町豊丘町 608 番１所在の生活介護事業所
こうずみ　とよおか敷地
　　学校用地　分　筆　　４１５．００㎡

(45) 北海道余市郡余市町豊丘町 610 番２所在の生活介護事業所
こうずみ　とよおか敷地
　　学校用地　分　筆　　１１６．００㎡

(46) 北海道余市郡余市町豊丘町 614 番２所在の生活介護事業所
こうずみ　とよおか敷地
　　学校用地　分　筆　　１８．００㎡

(47) 北海道余市郡余市町豊丘町615番2所在の生活介護事業所
こうずみ　とよおか敷地
学校用地　　分　筆　　2．72㎡

(48) 北海道余市郡余市町豊丘町617番1所在の生活介護事業所
こうずみ　とよおか敷地
学校用地　　分　筆　　133．00㎡

(49) 北海道余市郡余市町豊丘町618番2所在の生活介護事業所
こうずみ　とよおか敷地
学校用地　　分　筆　　85．00㎡

(50)　北海道余市郡余市町豊丘町590番地1所在の生活介護事業所
木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
こうずみ　とよおか　　1　棟　　(面積　745㎡)

(51)　北海道余市郡余市町富沢町3丁目47番地の3所在の共同生活援助
事業所　　木造合金メッキ鋼板葺平家建
こうずみ　メープル　　1棟　(面積　185．40㎡)

(52)　北海道余市郡余市町富沢町3丁目47番地の4所在の共同生活援助
事業所　　木造合金メッキ鋼板葺平家建
こうずみ　ポプラ　　1棟　(面積　269．96㎡)

(53)　北海道余市郡余市町沢町3丁目29番2所在の就労継続支援B型
事業所　こうずみ敷地
(宅地)　　1　筆　　660．47㎡

(54)　北海道余市郡余市町沢町3丁目29番地2所在の就労継続支援B型
事業所　木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
こうずみ　　1棟　(面積　465．85㎡)
[1　階　　394．57㎡
2　階　　71．28㎡]

(55)　北海道余市郡余市町富沢町4丁目91番1所在の共同生活援助
事業所　こうずみ　さくら敷地
(宅地)　　分筆　　646．16㎡

(56)　北海道余市郡余市町富沢町4丁目91番地所在の共同生活援助
事業所　コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
こうずみ　さくら　　1　棟　(面積　118．32㎡)

(57)　北海道小樽市桜４丁目所在　地番 589 番 49 所在の共同生活援助事業所　よつば　クローバー　クローバー５敷地
（宅地）　１筆　２１５．４６㎡

(58)　北海道小樽市桜４丁目所在　地番 589 番 50 所在の共同生活援助事業所　よつば　クローバー　クローバー５敷地
（宅地）　１筆　１９９．５８㎡

(59)　北海道小樽市桜４丁目 589 番地 49・589 番地 50 所在
家屋番号 589 番 49 居宅　木造亜鉛メッキ鋼板葺地下１階付２階建
共同生活援助事業所　よつば　クローバー　クローバー５
（面積　２９３．１３㎡）
地下１階　６１．２７㎡
１　階　１５２．３７㎡
２　階　７９．４９㎡

(60)　北海道余市郡余市町富沢町３丁目所在　地番 23 番 36 宅地
共同生活援助事業所　こうずみ　オリーブ敷地
１筆　１６６．３７㎡

(61)　北海道余市郡余市町富沢町３丁目 23 番地 36　家屋番号 23 番 36
居宅　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建　共同生活援助事業所
こうずみ　オリーブ　（面積　１２５．０３㎡）
１　階　６３．７６㎡
２　階　６１．２７㎡

(62)　北海道小樽市桜３丁目所在　地番 494 番 50 宅地
１　筆　１．０７７．１１㎡

(63)　北海道小樽市望洋台１丁目２番地 142 所在の共同生活援助事業所
よつば　クローバー　クローバー３敷地　（宅地）
１　筆　２３１．３７㎡

(64) 北海道余市郡余市町豊浜町 293 番地 293 番地先
機械室　鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
１　棟　１５７．５０㎡

(65) 北海道小樽市桜３丁目 494 番地 11　（宅地）
１　筆　６００．７４㎡

３．その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４．基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第３０条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に、北海道知事の承認は必要としない。

１．独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

２．独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３１条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２．資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３２条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２．前項の書類については、法人の事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３３条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２．前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３．第１項の書類のほか、次の書類を法人の事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人の事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告
(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿
(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4)　事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第３４条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第３５条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第３６条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　解散

(解　散)

第３７条　この法人は、社会福祉法第46条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第３８条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並び社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第８章　定款の変更

(定款の変更)

第３９条　この定款を変更しようとするとき、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２．前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第９章　公告の方法とその他

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、社会福祉法人　小樽四ツ葉学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員、理事は、次のとおりとする。
ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

北海道小樽市桜３丁目４９４番地
社会福祉法人　小樽四ツ葉学園

理　事　　八　木　龍　吉

理　事　　小玉長左衛門

理　事　　紺　野　栄　次　郎

理　事　　窪　田　吉　雄

理　事　　黒　滝　孝　友

理　事　　米　澤　き　み

理　事　　牧　　田　　明

理　事　　福　原　丈　夫

理　事　　佐　　藤　　弘

理　事　　狩　野　泰　子

理　事　　松　村　幸　二

監　事　　田　辺　千　代

監　事　　藤　井　恒　雄